



## 記者手帳

最近、

大都市圏  
の自治体  
では、事

# 清掃施設から排除されゆく産廃

業系一般廃棄物に混入していた産業廃棄物、または「併せ産廃」の受け入れ中止の流れが加速しつつある。

事業系一廃には、厳密に言えば産廃である廃プラスチックや木くずなどが少な

スが多く、排出事業所での分別が進まない要因となっている。一般廃棄物の収集運搬業者にとって

などし、その徹底を図っている。混入産廃排除の成否は、どこまで自治体が妥協を許さず厳然とした態度で臨み、排出事業所へも周知、指導を行っているかにか

ど、浮上してくる「隠れ産廃」の取り込みへ向けた動きを活発化させている。自治体の併せ産廃処理については、適正処理の確保を前提に地域の中小企業対策の一環から実施さ

(恵)

からず混入している。しかし、清掃施設のごみ処理手数料は、一般的に産廃の中間処理施設の処理料金と比べ低いケ

申し出るのには抵抗感のあるところだ。現在、事業系ごみの混入産廃排除に着手している自治体は、搬入物の展開検査を行うとともに、産廃が確認されると持ち帰りを指示する

一般廃棄物の収運業者も排出事業所との交渉を進めやすくなる。混入産廃の排除がスタートした地域では、産廃処理業者も発泡スチロールの減容装置を導入するな

れてきた経緯がある。ポリウレムのには、建設系副産物の割合が高く、地域外で発生した産廃混入のなど、課題が指摘されてきた。方向性としては、まず併せ産廃を手始めに、事